

第五十一回 参議院建設委員会會議録第十号

昭和四十一年三月二十九日(火曜日)
午後三時二十二分開会

日本住宅公団理 関盛 吉雄君

出席者は左のとおり。

委員長 中村 順造君
理事 石井 桂君
額浦 鹿藏君
山内 一郎君
小酒井義男君

委員

内田 芳郎君
大森 久司君
奥村 悦造君
平泉 涉君
森田 タマ君
米田 正文君
竹田 現照君
達田 龍彦君
前川 且君
片山 武夫君
春日 正一君

国務大臣

建設大臣 瀬戸山三男君

政府委員

建設省計画局長 志村 清一君
建設省住宅局長 尚 明君

事務局側

常任委員会専門員 中島 博君

参考人

住宅金融公庫総裁 師岡健四郎君
日本住宅公団総裁 林 敬三君

本日の会議に付した案件
○住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本住宅公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(中村順造君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金金融通法の一部を改正する法律案及び日本住宅公団法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

阿案につきましては、本月十日説明を聴取いたしておりますが、なお、補足説明を聴取いたします。尚住宅局長。

○政府委員(尚明君) ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金金融通法の一部を改正する法律案について、逐条的に御説明申し上げます。

この法律案は、第一条で住宅金融公庫法の一部を改正し、第二条で産業労働者住宅資金金融通法の一部を改正するものであります。

まず、第一条の住宅金融公庫法の一部改正におきましては、集団住宅の建設にあわせて幼稚園等を建設する場合に、その所要資金について貸し付けができること、大規模な宅地造成事業に伴つて必要となる学校、幼稚園等の関連利便施設の建設及び道路、公園、下水道等の関連公共施設の整備に要する資金の貸し付けができること、公共の住宅を含む中高層耐火建築物等の非住宅部分の貸し

付け限度を引き上げること、中高層耐火建築物等の用途変更に対する規制を強化すること、理事を一名増員するとともに役員資格事項について所要の改正を行なうこと等を内容としたしてあります。

以下、住宅金融公庫法の一部改正について一条ごとに御説明申し上げます。

第九条の改正は、公庫の理事の定数を一名増加して、宅地融資部門の強化をはかろうとするものであります。

第十二条の改正は、最近の立法例にならつて役員資格事項から国会議員、地方議会の議員及び政党的役員を除外しようとするものであります。

第十七条の改正の第一は、公庫の融資を受けて賃貸住宅及び分譲住宅を建設する事業主体に対して住宅の建設に伴つて必要となる幼稚園または児童保育施設の建設資金を貸し付けることができるようにするものであります。第二は、大規模な宅地造成事業を行なう場合には、学校、幼稚園等の関連利便施設及び道路、公園、下水道等の関連公共施設の整備が必要であります。その整備を促進するため、従来学校施設に限られていた融資の道をその他の関連利便施設及び関連公共施設にも開くこと、その他所要の規定の整備を行なうものであります。

第二十条の改正は、新たに貸し付けることとなる施設についての貸し付け限度を規定するものであります。幼稚園等の建設資金及びこれに付随する土地または借地権の取得資金については、耐火構造または簡易耐火構造の場合は八割五分、その他の構造の場合は八割とすること、関連利便施設の建設費または関連公共施設の整備費については九割とすることとしたことと、公庫の貸し付け金にかかる賃貸住宅等と一体として建設

される中高層耐火建築物等の非住宅部分の貸し付け限度を現行の八割から九割に引き上げること、その他所要の規定の整備を行なうものであります。

第二十一条の改正は、貸し付け利率等を規定するものであります。幼稚園等については利率年六分五厘、償還期間を十年以内とするともに、関連利便施設の建設資金及び関連公共施設の整備資金の貸し付け利率を年六分五厘とすること、その他所要の規定の整備を行なうものであります。

第二十一条の三の改正は、新たに貸し付けられることとなる幼稚園等、関連利便施設及び関連公共施設が貸し付けの際に定められた用途以外の用途に供されたときは、公庫は貸し付け金の繰り上げ償還の請求をすることができるようにすることと、中高層耐火建築物等の用途変更については、その用途変更部分が住宅部分であると非住宅部分であるとを問わず、建物全部について繰り上げ償還の請求ができるようにすること、その他所要の規定の整備を行なうものであります。

第二十三条の改正は、委託業務に関する規定について、新たに、幼稚園等、関連利便施設及び関連公共施設の貸し付け業務を行なうこととなることに伴い、所要の規定の改正を行なうものであります。

第二十四条の改正は、公庫の業務方法書に幼稚園等、関連利便施設及び関連公共施設に関する規定を整備させるように所要の改正を行なうものであります。

第三十二条の改正は、役員資格事項について所要の改正を行なったことによる条文整理であります。

第三十四条及び第三十五条の二の改正は、幼稚園等及び関連利便施設の建設資金並びに関連公共施設の整備資金を貸し付けることができることと

したことに伴い、これらの資金の交付に關し適切な措置をとることができるよう所要の規定の整理を行なうものであります。

〔委員長退席、理事小酒井義男君委員長席に着く〕

第三十五條の三の規定は、幼稚園等、関連利便施設及び関連公共施設についてその賃借人又は譲り受け人の資格、選定方法等貸付または譲渡の条件に關する基準を定めたものでありまして、第三十五條第二項及び第三十五條の二第三項の規定を準用し、住宅または土地の場合と同様の基準を設けることとするものであります。

第四十六條の改正は、幼稚園等及び関連利便施設の建設資金並びに関連公共施設の整備資金を貸し付けることができることとしたことによる罰則に關する規定の整備であります。

次に、第二條の産業労働者住宅資金融通法の一部改正におきましては、事業者等で産業労働者に譲渡するため住宅を必要とするものに對し、その建設または購入資金を貸し付けることができることとする、その他所要の規定の整備をいたしております。

以下一條ごとに御説明申し上げます。

第七條の改正は、事業者等で産業労働者に譲渡するため住宅を必要とするものに對し、その建設資金または購入資金を貸し付けることができることとするものであります。これに伴つて従来中小企業者等に限りていた賃貸住宅の購入をその他のものにも認めることとしようとするものであります。

第八條の改正は、事業者等に産業労働者に譲渡するための住宅の建設資金または購入資金を貸し付ける場合は、資金の貸し付けを受けるべき者の選定を公正に行なうべきこと及び選定に際し都道府県労働基準局の意見を参酌すること、その他所要の改正を行なうものであります。

第九條の改正は、第七條の改正に伴う所要の規定の整備を行なうものであります。

第十三條の改正は、産業労働者に譲渡するため

の住宅の譲渡の条件等について規定しようとするものでありまして、譲渡価額は、貸し付けるための住宅の場合と同様に譲り受ける産業労働者の負担能力を考慮して適正に定めること、その他所要の規定の整備を行なうものであります。

第十三條の二の改正は、中小企業者等以外の事業者にも産業労働者に貸し付け、または譲渡するための住宅の購入資金を貸し付けることができることとしたことによる規定の整備を行なうものであります。

次に、附則であります。附則は七項からなっております。

第一項は、この法律の施行の日を定めたもので、この法律は予算關係の法律でありますので昭和四十一年四月一日から施行することといたしております。

第二項は、北海道防衛住宅建設等促進法の一部改正でありまして、北海道において建設される幼稚園等及び関連利便施設は、すべて防衛的な構造で、かつ、耐火構造または簡易耐火構造でなければならぬこととするほか、所要の規定の整備を行なうものであります。

第三項は、登録税法の一部改正で、従業員に譲渡させる目的で事業者が出資または融資する会社その他の法人及び従業員に貸し付け、または譲渡するための住宅を必要とする事業者が住宅を建設して譲渡する事業を行なう会社その他の法人が公庫の貸し付けを受けて取得する住宅及び土地についての登記を非課税にするともに賃貸事業者または分譲事業者が公庫の貸し付けを受けて取得する関連利便施設または関連公共施設についての登録税を非課税にするものであります。

第四項は、租税特別措置法の一部改正でありまして、第七十三條の改正は、登録税法の改正によつて不要となつた規定を削除するものであり、第七十四條の改正は、事業者等から新築の住宅を譲り受けた産業労働者の取得登記の登録税を軽減することとするための改正であります。

第五項は、地方税法の改正でありまして、第七

十三條の四の改正は、地方住宅供給公社が住宅の建設または住宅用地の取得、造成とあわせて建設する家屋で国または地方公共団体が公庫または公共の用に供することとなるものの不動産取得税を非課税とするものであり、第七十三條の二十四の改正は、事業者等から住宅及びその敷地を譲り受けた産業労働者に對し、その敷地に課せられる不動産取得税の税額控除を行なうものであります。

第六項は、住宅金融公庫法における貸し付け金額の限度及び利率に關し、第七項は、罰則の適用に關し経過措置を規定するものであります。

以上がこの法律案の逐条説明であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○委員長(中村順造君) 志村住宅局長。

○政府委員(志村清一君) ただいま議題になりました日本住宅公団法の一部を改正する法律案につきまして補足的に御説明申し上げます。

まず、第十五條、第二十四條及び第二十五條の改正は、それぞれ、公団の管理委員会委員または役員は、それぞれ、公団の役員に關する規定の改正でありまして、最近の他の公団等の立法例にならつて欠格事項から国会議員、地方議会の議員及び政党的役員を除外するものであります。

次に、第二十條の改正は、公団の役員に副總裁一人を追加することとしたものであります。

副總裁の職務及び権限は、公団法により、定款で定めることとなっておりますが、増置される副總裁は、宅地開発部門を担当することとなる予定であります。

次に、第三十一條の改正は、公団の業務の範圍に關するものであります。現行の各号の業務のほかに、新たに次の業務を規定したものであります。

第一は、公団が行なう住宅の建設または宅地の造成とあわせて整備されるべき公共の用に供する施設の整備等を行なうことであります。

第二は、新住宅市街地開発事業及び首都圏、近畿圏における工業団地造成事業を施行することであり、これは、他の法律で公団が事業の施行

者として規定されている事業について公団法の規定上もこれを明らかにすることとしたものであります。

また、公団が委託を受けて行なう業務の範圍に住宅の建設または宅地の造成とあわせて整備されるべき公共の用に供する施設の整備を加えることとしております。

このほか、同条については、以上の改正に伴ない必要の条文の整理を行なっております。

次に、第三十二條の改正は、住宅の建設、宅地の造成等の基準に關するものであります。第三十一條の改正に關連して条文の整理を行なつたものであります。

附則の第一は、施行期日に関する規定であります。この法律は、公布の日から施行することとしております。

附則の第二は、首都圏市街地開発区域整備法の題名等の変更について、これを施行する日を定める政令が現在制定されておられませんので、改正後の第三十一條第十号に關し、経過的に読みかえを規定したものであります。

附則の第三は、地方税法の一部を改正して、不動産取得税の非課税の対象に、公団が住宅の建設または宅地の造成とあわせて建設する家屋で国もしくは地方公共団体が公庫もしくは公共の用に供するものを加えることとしたものであります。

以上、日本住宅公団法の一部を改正する法律案につきまして、補足説明を申し上げた次第であります。よろしく御願い申し上げます。

○委員長(中村順造君) この際おはかりいたします。

阿案審査のため必要な場合には、住宅金融公庫及び日本住宅公団の役員を参考人として随次出席を求めるとし、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(中村順造君) それでは、これより質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言願います。

○前川且君 私は、住宅公団法の改正の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

最初一つお尋ねしておきますが、いまこの法律の問題として出ておられますのは、副総裁の増員の問題でございますが、そのほかに、理事をふやすという話を実は聞いたわけですか。そこで、理事もおふやしになる計画があるかどうかお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(志村清一君) 住宅公団の理事二名を増員する予定にしております。

○前川且君 昨年の暮れに、宅地の開発公団を新設するというふうな話を新聞で見たことあります。それは、佐藤さんの公団を新設しないという御意向で、閣議の決定で見合わせるということになった。こういうことを新聞で聞いているわけなんです。今度のこれを見ますと、理事を二名ふやす、副総裁を一名ふやす、常識的に考えて、これは宅地開発の公団を次につくるための一つの布石ではないかと、こういうふうな見方が自然にできるわけなんです。そこで、これは一体次にそういう公団をつくるための布石なのか、それから、そういう公団をつくらぬか、そのために、公団をつくらないから、それを補うものとしてこれをするのだということなのか、その点を明確に聞きたいと思ひます。

○政府委員(志村清一君) 宅地の問題は非常に重要な問題でございますので、従来の住宅公団の土地関係の陣容だけでは足りないという趣旨で、副総裁一名並びに理事二名増員の予算並びに法案をお願いいたしておるわけでございますが、宅地の開発は、御存じのとおり、なかなかたいへんな仕事でございます。そのような意味におきまして、今回かような機構の充実ができれば、宅地開発上非常に役立つと思ひます。同時に、新しい組織の問題が昨年来いろいろ議論され

たわけでございますが、新しい組織をつくりますと、新しい組織に移るまでの間に時間的なロス等もございまして、むしろ本年はかような形で発足したほうが、宅地開発上は役立つのではないかと、うらうに存するわけでございますが、昨年の問題につきましましては、私もいたしましては、前向きに検討したい、かように考えております。

○前川且君 前向きにというお答えは将来の問題として、宅地開発の公団をつくるというふうな考へていくのだと、こういうふうな理解をしていいの、あるいはこれはそういうものを新設しないという政府の趣旨に沿って、そうは言わない。ただ言わないが、それを補うためにこういうのをやるのだと、ちょっとニュアンスが違ふと思ひますが、その辺ももう少し突っ込んでお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(志村清一君) 新しい組織の問題につきましては、いろいろ問題があると存じますが、本年はこれで一応まいりまして、明年以降につきましましては、一応前向きな線で新しい組織づくり等につきましても十分検討したい、かように考えております。

○前川且君 同じような御答弁をいたして、その辺がどうもはつきり実はいかぬわけなんです。が、来年は来年のことだ、そのときになって考えるのだ、こういうことですか、端的に言いますと、どうもいまの私の言いましたのは、宅地の開発公団を今後つくるのだ、そのための布石なんだというのであると、若干問題があるのではないかと、うらうに思ひますので、その点をもう少し突っ込んで聞きたいということなんです。

○政府委員(志村清一君) 今回の改正は、布石という意味じゃございませんで、宅地開発を円滑に行なうための改正案でございます。新たに、来年以降に宅地開発公団をつくるかどうかという問題につきましては、私もいたしましては、前向きに検討したい、こう考へておるわけでございます。

○前川且君 ただいまの御答弁で、新たな組織に

ついては、また来年いろいろ考へるが、今度の理事並びに副総裁の増員については、これの布石ではないと、こういうふうにお答えいただきましたね。

○政府委員(志村清一君) はい。

○前川且君 それでは次にお尋ねいたしますが、いまの住宅公団で宅地関係の担当をしていらっしゃる理事というのはいらっしゃいますか。

○政府委員(志村清一君) 宅地を担当しております理事一名でございます。

○前川且君 お名前をお知らせしてお伺いしたい。

○政府委員(志村清一君) 関盛理事でございます。

○前川且君 住宅公団の系列といいますが、仕事の面の系列でも、各専門の担当の理事者をきめていらつしゃつて、その下に各部署というものを縦の系列でおきめになつておられるのでしょうか。そこで、この宅地担当の理事の方の縦の系列、その次にはどういうあれがあり、その次にどういう部があつて、どういふ課があつて、そういう縦の系列をくく簡単に聞かせたいと思ひます。

○政府委員(志村清一君) 公団におきましては、理事のもとに宅地開発部というのがございます。その一部だけでございまして、人数は五十四名でございます。課は五課一室でございます。

○前川且君 それでは、新しい副総裁のことについてお尋ねしたいと思ひますが、この副総裁の仕事の内容は、宅地の問題を主として担当するのだ、こういうふうに承りました。そこで、この副総裁については、総裁が事故ある場合には、これにかつて代理をするということになると思ひますが、副総裁は二人でございまして、その代理の権限の問題というのはいくつあるのか、一方の副総裁は宅地の部分だけを代理するの、その残りをもう一人の副総裁が代理するの、あるいはまた、そうじゃなくて、副総裁は副総裁として全部を代理するの、その場合二人いるとなかなかややこしい問題が起きると思ひますが、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(志村清一君) 先生御指摘のとおり、総裁欠員のような場合には、副総裁がその職務を行なうことになっておりますが、これらの詳細につきましましては、定款の定めるところによりまして、公団を代表するというに法律でございまして、定款の中でその辺の分は決定いたしております。定款の中でお尋ねしますが、先ほど御説明申し上げましたように、新たに増置される副総裁は、宅地開発部門の業務をお願いし、従来からおいでになる副総裁は、共通部門及び住宅建設部門を担当していただくというふうな考へ方であるわけでございます。

○前川且君 それでは、もう一つお伺いします。が、総裁に事故があつた場合に、その代理をする副総裁の序列というものはあらかじめお考へになつていらつしゃるのか、定款でもどのようにおきめになるのか、御計画がおりになるのか、お聞きたいと思ひます。

○政府委員(志村清一君) 定款の内容につきましましては、早急に公団と打ち合わせをいたしまして、中身をきめたいと、こう存じております。

○前川且君 いままでの宅地を担当する理事一人の下に、宅地開発部とおっしゃつておられます一つの部がある。そういう縦の系列で事務処理が行なわれていた、仕事が行なわれていた。そこで、宅地を担当する副総裁、それからあと二人の理事の追加というの、これは宅地部門の強化であるというふうな承つておられるわけですが、そこで、余分に理事が二人、副総裁一人、実際仕事の運用上はたしうまくいくものかどうか、新しい人の縦の下に系列は何かつくるのか、その御計画をお聞かせいただきたい。

○政府委員(志村清一君) 御承知のように、宅地の開発はだんだん規模も大きくなりましたし、その要請も強くなりました。それと同時に、宅地の開発にあたりましては、いわば町づくりと申しますか、いろいろな公共施設を完備するというふうなかつこうでないといふ点と、あるいは地元公共団体におけるきよな点について相当な配慮を

地域のいわゆる分譲価格なり条件なり、いろいろなものをPRして今日までできております。私たちは客観的に見まして、青梅街道というものの整備がもう少しスムーズに流れがよくなれば、非常に条件がいいところではないか、こういうふうにも考えております。ただ、いまこの青梅地区につきましても、工業用水道の建設を地元で公園の建設費を負担したしまして、着々いまだ建設途中でございますので、それらの整備等、ただいま申しましたPRの効果をもちまして進みますれば、これは東京地区においては企業の進出の非常にいい候補地ではないか、こういうふうにも考えております。

○前川旦君 あなたは、企業の候補地として非常にいいんだというふうにおっしゃいましたが、その前には、当初計画したときには、好況であつて非常に工場の設備投資等がどんどん進んでおつたものが、いま不況になったとちよつとおっしゃつたと思いますが、やはり私そういう面があると思ふわけですが、そこで一体、PRとおっしゃるけれども、あなた自身のほうの計画として、これは何年以内にどういうふうにして完全に抱くのだ、それができなければ完全に公園を抱くのだという具体的な見通しというか、計画がいまおありになるのかどうか。おありになれば、もう少し突っ込んでお話を承りたいと思ふわけです。

○参考人(関盛吉雄君) 大体私のほうにいたしましては、四十年度はPRを中心に実は関係方面に周知徹底をはかった、特に協調融資とかいろいろな面につきましては、開発銀行等にも呼びかけまして、あるいは政府関係の金融機関にも、立地と融資の結びつきと、それから方向のつまり結びつきを御依頼をいたしましたわけでございます。今後の見通しをいたしましたのは、われわれは、大体この事業が完成いたしますのは、青梅地区につきましては、今年の六月でございます。工業用水道の完成も、ほぼ四十一年度中に完成を見られると思ひます。したがって、四十一年及び四十二年にはこれらの地域の適切な利用がはかられるように進めていくつもりでこの分譲を促進をする、

こういう考え方でおるわけでございます。

○前川旦君 念のため一つ伺ひしておきますが、狭い、いまの十七万坪に限って、それに対する工費ですね、それは一体どれくらい概算で要つたものか、おわかりでしたらちよつと念のために伺ひしておきたいのです。

○参考人(関盛吉雄君) いまちょうど正確な資料を持ち合わせておりませんので間違つてもいいかもしれませんが、大体概算で申し上げますと、工事費が坪当たり二千円くらい、こういうふうには御理解願ひますと、施行面積が五十万坪でございますから大体十億程度、こういうふうにはラウンドでございますが、ちよつと推算願ひたいと思ひます。

○前川旦君 日本住宅公団の法律上の目的から解釈して、これはあくまでも住宅に主眼点を置くべきである、それに付随する学校とかあるいは病院とか、これはもうやむを得ないとしても、工業用地の造成にずいぶん力を入れていらつしやるというふうに感ずるわけですが、この法律の趣旨からいって、工業用地の造成にそれほどお力をお入になるのが、私はちよつとふに落ちないわけなんです、が、一体この宅地開発部でおやりになつた事業で、どの程度の割合を工業用地に造成をなさいましたか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(志村清一君) 四十一年度の予算について申し上げますと、住宅用地につきましては、新規事業は五百五十万坪着手することにしたしております。工業用地につきましては、新規事業五十万坪というふうにいたしておりますので、一割弱でございます。

○前川旦君 私お尋ねいたしましたのは、四十一年度の計画ではなくて、具体的に申し上げますならば、さかのぼつて、かりにここ三年ないし四年間のこの宅地開発部で行なつた事業のうち、住宅地の造成と工業用地の造成と、その割合の概略を私は伺ひたい、こういうふうにお思ひいただけます。

○参考人(関盛吉雄君) 公団が発足いたしましたときには、いきなり工業団地造成事業はなかつた

のでございます。昭和三十二年の法律改正によりましてこの事業を公団の仕事として行なうことになった、したがつて、時点はちよつと違ひますけれども、発足以来の大体の、お尋ねの答えになるようにちよつと、住宅用地と工業用地の事業の着手の状況を申し上げたいと思ひます。

住宅用地は、この着手面積をいたしましては、七十六地区で二千六百四十三万坪が今日着手をいたしておるものでございます。工業用地は、二十地区で約七百九十万坪、これだけのものを着手しておる、こういうわけでございます。で、そのうち完成いたしましたものが、住宅用地で、二十七地区、五百五十万坪、それから工業用地では、いま申し述べました青梅も完成の中に入しまして、大体十地区、三百一十一万坪あり、こういうことになっておるのが現状でございます。

○前川旦君 私が伺ひをいたしましたのは、宅地開発部門でおやりになつた仕事でございますが、私が調べたところによりますと、実はこれは建設省の統計です。ちよつと念のために申し上げますが、昭和三十七年度が八十八万二千二百三十九年度が二四万五千九百九十三、この三年ちよつと合せてみますと、六十八万三千二百三十七坪、住宅用地ですね。ところが、工場のほうは、いまの対応いたしましたして、三十七年、四十一万三千七百九十八、三十八年、四十三万六千五百五十三、三十九年、二十三万四千五百一、合せてみますと、百七十四万四千九百二坪と、こういう数字が出てくる。これは着手でなくして処分です。処分の統計から見ますとこういうことになる。この三年間のこれを見まして、宅地開発部でなさつたことのうち、百万をこす坪数が工業用地として処分され、住宅用地として処分されたものが六十八万坪、これは住宅に比べて工業用地の割合は非常に高いということが、この統計から出ると思ひます。私はこれは日本住宅公団の設立の目的の趣旨からいってどうもおかしいじゃないかという疑問を実は持つておるわけです。そして、ちよ

うど工業用地の開発ができるということになりましたのが、昭和三十二年とおっしゃいました。昭和三十二年の議事録がここにありますが私は読んでみます。政府委員の責任者の方から、何と云つてもこれは住宅が主なんであつて、これは工場は付随するものだ、こういうような、これはまことにちよつと説明がなされておるわけですが、それからいつても、この統計数字はおかしいと思ひますので、これ、建設省から出した数字です。その辺の御見解を実は聞かしていただきたい、こういうふうにお思ひいただけます。

○参考人(関盛吉雄君) ただいま御指摘の点は、完成ベースでお話しになりましたので、そういうふうになる統計も出るわけでございますが、実は工業用地の場合は、面積が、わりかた住宅用地に比較いたしますと、施行の範囲が狭いのでございます。住宅用地の場合は、一地区、大体その関係の権利者の範囲とその他から見まして、五十万坪とか七十万坪とか、そういうようなところを一つの区画整理事業の手法で実施いたしますものから、中には街路なり公園なり、いわゆる土地利用の、都市計画に合わせました非常にこまかい都市建設をいたすわけでございます。工業用地の場合ですと、一つのロットが一万坪とか二万坪とかいうふうなロットにいたしまして処分をいたすように設計をいたしますものから、それに工業用地の場合ですと、何と云ひましても各地方ごとに、創立以来地元地域の開発といひますか、そういう立場で熱心に御協力をいたしたく度合いが非常に強いということ、工事の質の関係というところから能率よくできるという形に進行ベースはなると、こういうことでございまして、区域の範囲とか、あるいは関係権利者の範囲とか、あるいは工事の内容、その他から見て、いわゆる進行の速度の問題が住宅用地の場合と比較して早いと、こういうことがそういう結果になつたものだというふうにお考えしております。

【理事小酒井義男君退席、委員長着席】

る造成宅地で供給された面積を申し上げたのでございます。したがって、そのほかに、いま先生御指摘の計画部におきまして一団地の住宅計画の住宅建設をするために取得する用地は、ただいま申し上げました宅地化の面積の中に含まれておらぬのでございます。

○前川旦君　いまお答えのありました宅地造成部門のなさった事業の土地の処分状況、工業用地と住宅用地の割合の問題、数字が若干食い違ひがあるようですから、おたくの資料を速急に提出していただきたい、こういうふうに思います。

○政府委員（志村清一君）　公団と打ち合わせまして資料を提出さしていただきます。

○竹田現照君　この公団法の改正についてちょっと伺いいたしますが、先ほど前川委員の質問に対する計画局長の答弁にも関連をしますけれども、建設省は、まあだめになりましたけれども、宅地開発公団というものを、住宅建設五カ年計画の構想の中心にして考えておられたんじゃないですか、その点どうですか。

まこういう従来やっておりますのを機構を整備強化しようという段階でやっておりますが、これはいろいろ御批判があると思いますけれども、御承知のように、財政もきわめて困難なところで、一方では国債を出して財政をまかなおうという非常な財政の問題があるときに、新たに各部局等つくる、新たに新機構をつくるという問題は、一応こうとだけは遠慮しようじゃないかという申し合わせをしたわけです。これにも一つの理屈があります。さらに、本年度は御承知のとおり、とにかく予算を御決定いただいて、事業計画が出ましたら早くこれを執行体制に移して、いわゆる経済の停滞と景気の回復に資するということが非常に大切だ、こういう意味もありまして、新たな機構を、どうしても新法律をつくりまして組織化するには急いでも半年かかる、機構をつくるのに半年かかっておったのでは目的達成ができないのじゃないか——いろんなお考えがございまして、率直に申し上げて、まだその考え方は捨てておりません。今年度は、一応見合わせようじゃないか、来年は必ず実現しよう、こういう考え方で、これは閣内全部というところと行き過ぎになるかもしれないけれども、大体そういうような考え方でやっております。私どもは、やはりこの程度でこれが目的が達成せられるかどうかや疑念があります。がしかし、それにしても、いまの体制ではなかなかですから、この程度の改正をお願いしておく、これが全く正直のところでございます。

○竹田現照君　いまの大臣のお答えですね、先ほどの前川君の質問に対する計画局長の答弁、ちょっと食い違っているような気がするのですが、大臣は、公団の構想は一つも捨てておらぬと言うのですね、こしは遠慮する、こう言う。計画局長は、来年は来年だ、こういう答弁をしたが、ですから、その点どうもすっきりしません。……

○政府委員(志村清一君)　私のことばが足らなかったわけでございますが、先ほど申し上げましたように、来年度以降については、前向きで新しい組織については考えたい、かように申しておる

わけてございます。

○竹田現照君　そうすると、建設省の構想の住宅建設五カ年計画は、宅地開発公団の発足が見送られたために、四十一年度からは計画どおり何とないですか、土地対策といいますが、宅地対策といいますが、こういうものは当初の構想に従いましては発足できないというふうに理解していいですか。

○國務大臣(瀬戸山三男君)　まあそういうふうにお話しになりますと、率直に言つて、答へがなかなかいいわけでありまして、それじゃこの法律はいいじゃないかということになるわけでございます。まあしかし、これは新公団ができてきても、きなくても、やはり私は努力をしなければいけない。いま私がいろいろ現にやっておりますことを調べてみますと、むずかしい話は先ほど申し上げましたが、五カ年計画は、四十五年までにどうして仕上げるか。宅地の計画を見ますと、四十五年ころまでにできる宅地が相当あると、これじゃ一家はそこに建てないじゃないかと、こういう事態が起り得る可能性があるわけでありまして、でありますから、やはり宅地は、少なくとも前年度くらいには必要な宅地はつくるといふ考えが必要だ、こういう決意をしておりますわけでありまして、これで努力いたしますが、満足であるかどうかという点については、私、これで努力いたしますけれども、やがてやがて、したがって、どうして新公団をつくりたい、来年度実現したい、と同時に、五年で私は終わるとは思わないです、住宅はもっと……一応私どもは、いま想定している、申し上げたいような住宅は必ずできさせたいと思つて、これまた新たに、もつと質のいい住宅をだんだん多くしていかなければならぬ。それにはやはりいま想定しております一億四、五千万坪などというよりも、もつと大規模なものをつくつておく必要があるかと思つております。ですから、五年で全部終わるとは私ども思つておりませんので、やはり新公団はどうしても実現して、もつと早目に土地というものが現実

に使できるようにしたいと、こういうことでござい

ます。

○竹田現照君　大臣がえらくここに執着をされておられる感じがわかりますが、率直に言つて、住宅と宅地というものを切り離すほうが実際問題として仕事がいやらしいのか。むしろ住宅と宅地を切り離さないで一本化してやつたほうが建設が促進されるのではないかと。二つも三つも公団をつくると、お互いになら張り合つて、宅地は宅地、建てるほうは建てるほうだと、こう言つておつたのじゃうまいききそうもない感じがするのですが、あえて宅地部門を分けなければならぬ、別の公団をつくるという構想をお立てになつておられないことは、どこに理由があるんですか。

○政府委員(志村清一君)　住宅の建設と宅地の造成、これはお説のとおり非常に密接不可分のものでございます。ただ、御承知のとおり、住宅公団の住宅建設部門の仕事も、開発の住宅も累年ふえております。また、宅地の開発の仕事も累年ふえております。今後とも相当量ふえていかなければならぬ、こう考へるわけでございます。また、單に量的な問題だけではございまして、先ほどお申上げましたように、質的な問題、非常にやっかいな問題がたふさふさ出てまいつております。やっかいな問題と申してはなんぞございまして、新しい町づくりというふうな形に持つていかなければ、ほんとうの新しい宅地の開発はむずかしいといふことでございまして、理想論としていへば、宅地の造成を住宅建設と一緒にやるといふことも考へられますけれども、これだけ仕事の中身が變つてまいりました場合、一応おのおの分離させながらやつていくといふことも一つのいい方法であると思つて、このわけでございます。

○竹田現照君　それは、来年度構想が出てきたときに、あらためてまたお聞きいたします。

最後に、この問題だけじゃありませんが、いまの建設省―政府といつたほうがいいが、住宅対策はあるけれども土地対策が全然ない、こう言われておられるわけでありまして、それは四十一年度

は公団が見送られた。それで、この公団法の改正ですけれども、副総裁を一人ふやし、理事を二人ふやすことによつて、当初の建設省の意図しているところ、実際にこの問題で解決されるのです。それから、現在の副総裁は一体何を担当されておられるのか、仕事の内容。

○政府委員(志村清一君)　現在の一名の副総裁は、總裁の補佐でございます。全般を掌理いたしておられるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、住宅建設も相当分量はふえてまいり、宅地の開発も、来年度の予算が御可決いただければ、相当の分量になる。しかも、質的にも非常にむずかしい問題がございまして、それらを考へ合わせまして、副総裁を一名置きまして、宅地開発関係全体をその副総裁に見てもらふということ、宅地の開発を推進させる上においてきつめて役に立つんではないかと考へておられるわけでありまして。

○竹田現照君　まあ増員をされるという提案をされるわけですから、そういう御説明をされると思いますが、現実にはいまの副総裁は手一ぱいの仕事があるんですか。何か仕事をやれば仕事をふやさなければだめだ、こういうわけではけれども、手一ぱい、いまにちもさういふかなくらいに公団の副総裁の仕事が總裁補佐をかねて、全般を見ることがとても手が負えないと、そういうふうな理解していいですか。

○政府委員(志村清一君)　どうも同じことを申し上げて恐縮でございますが、住宅の開発の仕事も、それから宅地の開発の仕事も、分量も質的な面も相当ふえてまいりましたので、お一人だけでは全部カバーすることは、できないことはいかにもしませんが、仕事を能率的に推進していくためには、専門部門に分けておられたほうがよりよく進むものと思つております。

○前川且君　先ほど建設大臣がお見えになる前に、計画局長と若干のやりとりをいたしました。大臣、大臣いらつしやうなかつたのです。そこで、たいへんすきのない御答弁を計画局長からいた

いたわけですか。そのあと、建設大臣がまづ正直なお答をされました。それはまあそれとして、先ほど局長が言われたことの中で、ひとつ建設大臣にも確認をしていただきたかと思つて、今度の副総裁なり理事をふやすこととは、次の宅地開発公団をつくるための準備でも、布石でもないのだ、その辺は違ふのだといふことをはっきりさつき言われましたが、その点は大臣からお答をいただきたかと思つたのです。ただ、いま考へておつた公団がでなくなつて、宅地部門を強化しなさい、そのためにするものであつて、これは次の公団のための布石なり、それを予定したあらかじめの配置なんかといふものではないのだといふことをさつき言われたのですけれども。

○國務大臣(瀬戸山三男君)　先ほどお話しが出ておりました、これを分離したほうがいいのか、あるいは宅地といへば、その建設はこれは全く歩調を合わせなくちゃいかぬのだから、同じほうにいいのじゃないか、これは前から議論がありまして、ただ、先ほど来申し上げておりますように、やはり非常に機構が膨大になつて、予算の額からたいへんなことになる。家もふえますし、管理上も大きないろいろな問題がございまして、これはやはり分離して、特に宅地開発は、さつき申し上げたような事情もあつて、もつとそれこそ専業でやるべきだ、こういうことで、いろいろ意見が分かれた中であつた構想を出したわけでありまして、しかし、ああいう事情でこういうことになつておられますから、私どもは、これがその布石であるとか何とかといふことでなしに、来年度は来年度で考へますけれども、しかし、いま考へ方はまだ捨てておられません。これで非常にいい成績があげば、けつこうなんですから、努力をしてみたい、こういうことであります。

○前川且君　それでは、昭和三十一年にこの住宅公団法が改正になりました。で、工業用地を造成することができるといふことになつたわけですね、先ほどの。それで、そのときの議事録がここ

にありますが、政府委員の町田さんという人から、社会党の田中一委員の質問に対して、あくまでも住宅公団の任務というのは、第一義にこれはもう住宅を中心にするのだ、で、どうしても必要な場合に限って学校、病院、商店、工場等の用に供する宅地を造成する、そうでない限りはすべきでない、こういうことをはっきり言われているわけですね。そのときの政府委員の考え方というものが、私は、いまもそのとおりで変わりはなく、ものかどうか、そのとおりにやはり考えている、たしやるものかどうか、これだけ確認しておきたいと思ひます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) そのころの速記録、私は見ておりませんけれども、先ほどお答えいたしましたように、いわゆる工業用地の造成をする権能を考えた——あとで追加いたしました、これはあるいは私の考え違いかもしれませんが、これは東京都のいわゆる首都圏整備の問題で、いわゆる旧都内には学校あるいは工場等の増設は許さない、こういう規制をしてきておられるわけであり、できるだけ外にいてもよろうことが主だ、拡張は許さない、という法律をつくりました。しかし、ここに行つちやならぬ——ほかに行くところもつくらないでやるといふことはおかしいのじやないかという事で、やはり行くべき先も工業団地をつくらうという事でこの改正が行なわれたと私は思つております。そういう意味で付帯というとおかしいですが、あわせてそういう土地造成でありますから、住宅公団がそれをやっていると行なはれる、こういうことになつた、きさつだと思ひます。けれども、もちろんこれは主力は住宅にありますが、それがどちらが主かという点に当然に住宅が主であつて、住宅といふにしても、内陸地域における工業、工場等の施設は、やはり働く場所が近くにあるということがこれはまた住宅建設と非常に関係がありますから、必ずしも私はそこに矛盾はないと思ひます。けれども、必要度からいいますと、住宅地の造成建設、これがもちろん主役である、これは今日でも

間違ひないと思つております。

○前川且君 先ほど聞き漏らしたことがございますので、ひとつお伺ひしたいのですが、欠格事項を緩和されました。今度この法案には理事の欠格事項についての緩和が出ております。そこで、役員、欠格事項を緩和されたわけですが、なぜこれを緩和しなければならぬか、この理由が説明をされてないわけですね。そこで、この理由についての御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) いまこまかに法案を私読むいとまがありませんけれども、たぶん国会議員を排除するという規定ではないかと思ひます。従来のそれはこういういきさつであります。立案の過程を申しますと、公団、公庫その他公社等もあると思ひますが、各種の法律で国会議員等は排除するという規定がずっとあるわけであり、また、ところが、何かの規定の際にこれが非常に問題になりまして、そこで、国会議員というものを何か特殊な扱いをする、まあことばが過ぎるかもしれませんが、そういうところには不適格なんだと、そういうことを法律に明らかにする、というのは、国家の最高機関である国会議員を侮辱するものだと、ことばはそうでなかつたと思ひますけれども、そういう趣旨の議論が非常に行なわれまして、そういうお話であればそれはそうだが、なるほどだということ、これは何かの法律ではそういうふうな類似の法律でなりました、法律はやはりなべて同じ足並みでやるべきだ、こういうことで、こういう類似のものは全部改正のときには、その条項は、どうも国会議員をないがしろにするような法律の条文をつくるというところはこれは適當でないという事で、全部一べんに改正することはないが、改正のときにはこの条項は削除しよう、こういうことでできております。だからといってこういう際に国会議員の人を理事に、役員に使うという考えでやっておるのではないことはひとつ御了解いただきたいと思ひます。そういういきさつでございます。

○前川且君 国会議員のほかは地方議会の議員、

それから政党的役員というものを今度緩和をされるという提案をされておりますが、これについても、いまと同じような御趣旨ですか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) さようでございませう。そういう人をここに入れる道を開こうということではないに、何か国会議員というものはよく世間でいろいろなことを言ひますが、何か悪いことでもするんだという印象を、いわゆる官僚がそういう考えを持つてゐるんじゃないかという議論が国会にありまして、率直に言ひますが、そう言われらるゝと、これは数年前の立法のときに議論がありまして、そのときにこの条項が削除されました。したがつて、これに同じケースのものは何かの改正をするときには同じ足並みをそろえよう、こういういきさつでございまして、そういう方々を入れようという意図で改正されておるのでない。こればかりじゃございません。ずっといままで出ているこの種のものは全部こういうふうにならえという事情でございます。

○前川且君 それじゃ残りますのは、政府の職員だけが残るんじゃないかというふうに思ひます。だつたと思ひますが、政府の職員だけをそれじゃ欠格者として残すというのはどこからきたのかお伺ひしたい。

○国務大臣(瀬戸山三男君) こまかく見ておりませんが、これは国家が、何といひますか、資金を出している公的機関でありますから、政府の職員がさらにこの役員になるという事は、これはちよつと筋がおかしいのではないか、こういう事情だらうと思ひます。

○前川且君 それであれば、国会議員あるいは地方議会の議員にいたしましたとしても、これは立法府の仕事をする、それが自由にこういうところに理事になれる、そういう道をいま開くわけですね、なれるというふうになるわけですから、それといまの公務員との関係からいふと、そこまですななくてもいいんじゃないか、それはおかしいんじゃないか、こういう考え方も私成り立つと思ひます。それをおえてこういうふうにお広げになつたというは

んとうの意図というものが一体どこにあるのかつかみにくいものを実は感ずるわけです。頭の中では何となく感じますけれども、いま大臣言われた、そうでないとおっしゃいましたが、そこでどうもこれは欠格事項を広げるだけの必要がほんとうにあるのかどうかですね。ただ話の中で出たからそれはそれで、そんならやろうじゃないかというふうなそういうざんざんなことではなくて、これはもう少しどうだからはずすんだという、そういう的確にして明確な一つの信念というか、確信というか、そういうのはつきりしたお考えをお伺ひせぬと、そういう議論になつたからといつても、これはそれで、それならはずしてこうしておきましようかといつた、ざつとしたことで法律の改正を一々なさるのでは困ると思ひます、これはこういうことだからはずします。こういうふうなお話を伺ひたい、こういうふうにお聞きわけです。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 国会議員の、あるいは議員という資格のある人を従来は立法府で全部はずしておりましたが、これをはずすのは、議員なるがゆえにということはおかしいじゃないか、別に議員をこの役員にしようという積極的な理由ではありせんけれども、何か欠格事項があるのだ、資格がないのだということ、さつき申し上げましたように非常におかしいじゃないかということが国会方面からありまして、数年前でありましたが、これと同じような立法例がたゞさんありましたが、それを改める、それから全部こういう足並みにそろえた、これが実情でございます。積極的に議員を入れる道を開くということではない、こういうことを御理解願ひたい。

○遠田龍彦君 一点だけ関連で御質問をいたしておきます。この今回の改正で首都圏、近畿圏における工業団地の造成ですね、これを今回住宅公団に入れようと、こういうわけですね。そうしますと、これは元来法制局が、こういう住宅を建てる公団の法案に対して、これは公共施設の用地の確保、造成ということについては、この法律の中でこなすこ

もう一点は、建設行政のあり方として、御承知のとおり首都圏整備、あるいは新産業都市の開発の問題、あるいはまた首都圏の中には臨海工業地帯の開発、あるいは内陸工業地帯の開発というところがあるわけです。これはほとんどが工業団地の造成を中心としていかなければならないものが中心になっておるのであります。そういう意味では将来の発展のしかたとしては、そういうものまで含めてこの法案の中で処理していこうという考えが出ていっているのではないかという気がいたすので、私は意見はあとで申し上げたいと思いますけれども、一体これはどうなのか、そこら辺の考えをまず聞いておきたいと思います。

○政府委員(志村清一君) 先ほど補足説明でも申し上げましたように、今回の公団法の改正で新たに公団に工業団地造成事業という仕事ができるようにされたのではありません。首都圏並びに近畿圏の法律の中で、工業団地造成事業は住宅公団ができる、やれるという規定があるわけでございます。ただ公団法の中にさような規定を書いておるのは誤解を招くおそれがある。ですから、この改正の機会に、公団のできる仕事は三十一条の業務の範囲に明確にしておいたほうがよからうという趣旨で書いたわけでございます。

○達田龍彦君　もう一点だけお伺いをいたしておきますけれども、首都圏の開発あるいは近畿圏の開発における——その他まだ臨海工業施設の整備の問題等あると思いますが、そういう工業団地をつくる場合の専門的な、総合的な機関というものをつくるお考えであるのかどうか。これは宅地とは別に工業団地造成のためのそういう一貫した一元的な機関というものをつくる考えがおありなのですか。

○政府委員(志村清一君) 先ほどのお答えに多少補足させていただきたいと思うのでございますが、首都圏法あるいは近畿圏の法律に工業団地造成事業と申しておりますのは、一団地の工業団地を造成する事業で都市計画にのっとつてやる。しかも、公団あるいは地方公共団体が施行できる取用権があり得るといふ特殊な工業用地の造成でございますして、普通いわれている工業用地の造成といふものとは性格が違つておるわけでございませう。それも首都圏整備法あるいは近畿圏の法律等によりまして、既成の市街地の中で工場等が増設もできない、新築もできない、外側に出てもいかなきやならぬ、新しい市街地を形成していかなきやならぬといふためにつくられた制度でございませう。通常いわれる工業用地の造成と性格が違つております。

なおり、ただいまの御質問の新しい組織につきましては、私どもまだ検討をいたしておりません。

○委員長(中村順三君) 両案についての審査は、本日はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十五日)

一、住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金
 通法の一部を改正する法律案
 一、日本住宅公団法の一部を改正する法律案

九四八 いただく

いゝ

昭和四十一年四月八日印刷

昭和四十一年四月九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局